

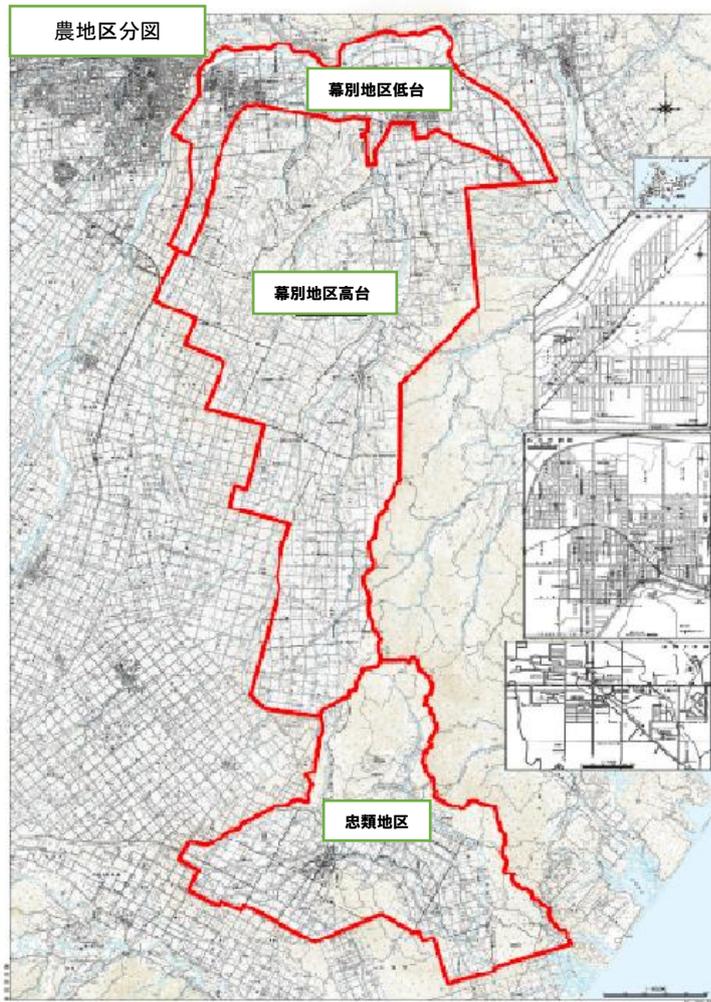
令和4年1月～12月分 農地の賃借料情報について

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

令和4年1月から12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借契約を締

結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがありますことから、農業委員会は指導を行うことになっていきますので、ご注意ください。



1 普通畑

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区低台	10,000(→)	15,000	5,300	261
幕別地区高台	7,800(↑)	13,100	3,000	280
忠類地区	4,000(↑)	5,000	2,800	34

2 牧草畑

地区名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区低台	5,100(→)	7,700	4,000	—
幕別地区高台	4,600(→)	6,800	3,000	—
忠類地区	2,900(↓)	3,700	2,000	45

※牧草畑：幕別地区低台・幕別地区高台については、必要データ数（移動件数）の不足により賃借料水準の計算ができないことから、低台は平成23年、高台は令和3年の賃借料を記載しています。

○幕別地区低台：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区高台：上記地区と忠類地区を除いた地区